

沖縄県立芸術大学消防用設備等保守点検業務委託契約書（案）

公立大学法人 沖縄県立芸術大学 理事長 波多野 泉（以下「甲」という。）
と
（以下「乙」という。）は次の条項に
基づき、消防用設備等保守点検業務委託契約を締結する。

（業務の範囲及び仕様）

第1条 甲が乙に対して委託する業務の範囲及び仕様は、別紙仕様書のとおりとする。

（委託の内容）

第2条 乙は、前条の消防用設備等について技術員を派遣し、8月又は9月に総合点検及び機器点検、3月に機器点検を行い防火管理者が行う保守業務を補佐する。

乙は、点検の結果及び処置の内容について甲に報告し、甲は乙の作業を確認の上、点検票に押印することとする。

（契約適用外作業）

第3条 本設備の定期点検に要する材料は乙の負担とする。但し次に挙げる費用は甲の負担とし、本契約とは別のものとする。

- (1) 甲の都合により行う工事又は模様替えのため、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
- (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の交換の必要が生じた場合。

（委託料）

第4条 本契約に基づく契約金額は、¥ ーとする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、¥ ー）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 契約金額の支払いは、年額¥ ーとする。
- 2 乙は、各業務完了後の翌月に適法な委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、適法な請求書を受理したときは、その請求書を受理した日の翌月末までに委託料を支払うものとする。
- 4 消費税額及び地方消費税額は、税率に変動がある場合は甲乙協議の上、改定する。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程第28条第1項第3号により免除する。

（委託期間）

第6条 本契約は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し本契約に基づく業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(契約の変更)

第8条 本契約締結後、諸材料の価格、労務費その他に著しい変動が生じ契約金額を改定する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、第4条の契約金額を変更し得るものとする。

(業務上の責任)

第9条 乙の技術員が甲の建物内でする乙の業務上の行為はすべて乙の責任とする。

(協議事項)

第10条 その他、本契約に記載のない事項につき疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙

がこれに従わなかったとき。

(12) 翌年度以降において予算の当該金額について減額または削除があった場合。

2 甲は、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

ただし、前項第5号から第12号の定めにより、この契約を解除しようとするときはただちに解除できるものとする。

3 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第5条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。

ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負わなければならない。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときもまた同様とする。

この契約を証するため、本契約書2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地
公立大学法人 沖縄県立芸術大学
理事長 波彗野 泉

乙